



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください

ネオdeがんちりょう

無解約返戻金型終身がん保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は



0120-312-201

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.15



重要事項説明書 (契約概要)

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

0120-312-201



受付
時間

9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオdeがんちりょう」の正式名称は「無解約返戻金型終身がん保険」です。

ポイント

- お支払いの対象となる給付金に応じて、がん(上皮内がんを含みます)により所定の治療を受けられたときやがんと診断確定されたときの保障を一生涯にわたって確保することができます。
- お支払いの対象となる給付金は、つぎの①から⑤までのいずれかを選択いただけます。また、各種特約の付加や特則の適用により、保障内容を充実させることができます。

主契約のお支払いの対象となる給付金		適用することができる特則
①	がん治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん治療自費診療上乗せ給付特則
②	がん治療給付金 がん診断給付金	がん緩和ケア保障特則 がん治療自費診療上乗せ給付特則
③	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則
④	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 がん診断給付金	がん緩和ケア保障特則 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則
⑤	がん診断給付金	—

- 被保険者の喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たす場合、非喫煙者保険料率が適用され、基準を満たしていない場合(喫煙者保険料率)にくらべて、保険料が安くなります。

※責任開始期(責任開始期の基準日(*1)からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されても、保障の対象になりません。

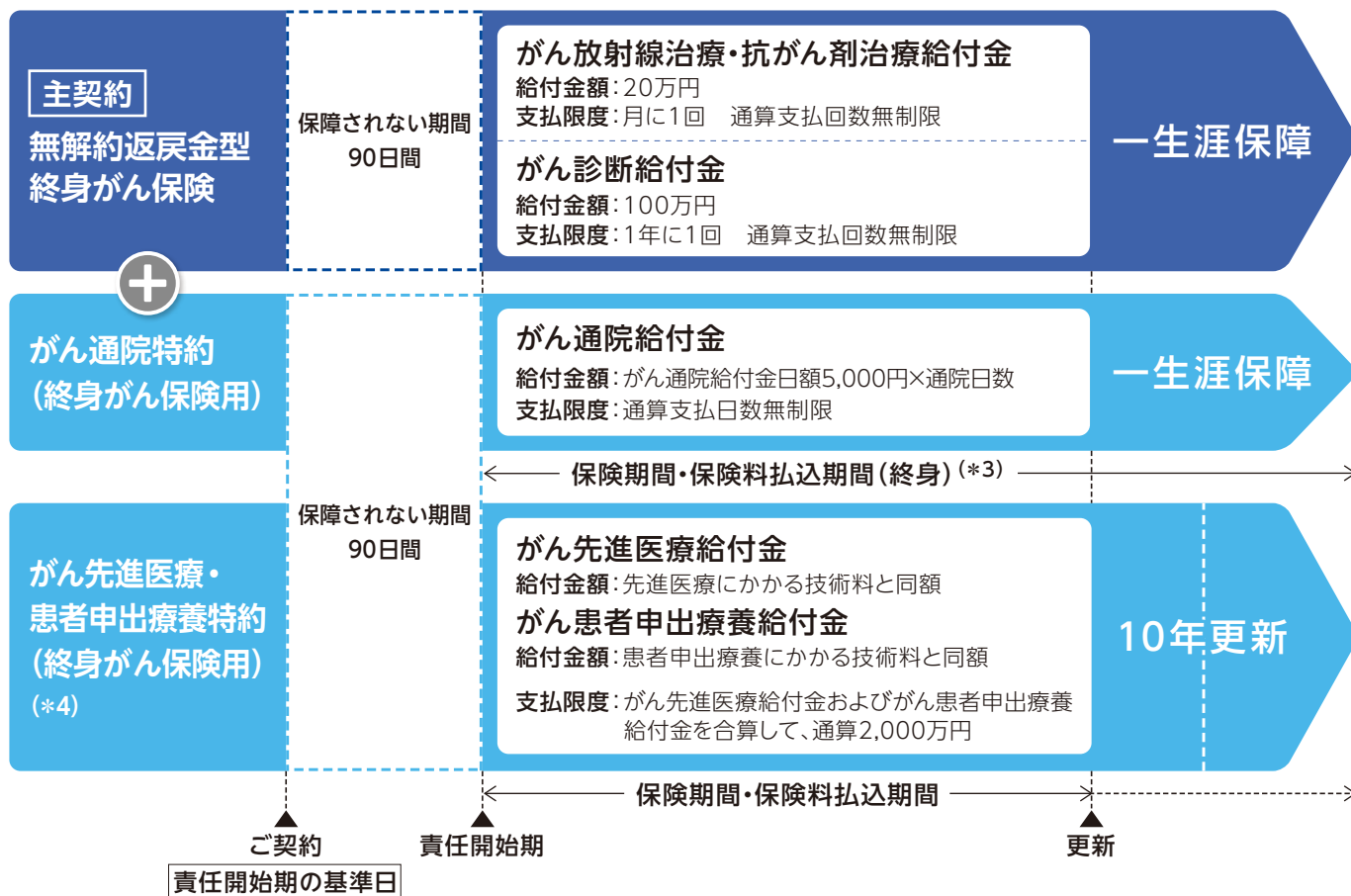
(*1)責任開始期の基準日とは、第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日(*2))または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。

(*2)生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法によるときは申込手続が終了した日)をいいます。

❗死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

【ご契約例】

主契約：P.1の表の④を選択（がん緩和ケア保障特則およびがん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乘せ給付特則は適用なし）
 付加する特約：がん通院特約（終身がん保険用）、がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）
 保険期間・保険料払込期間：終身（がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）は10年更新）
 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：クレジットカード扱



〈更新後の保険料について〉

・更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

(*3) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

(*4) がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）は契約年齢0歳～80歳の場合（インターネット申込は契約年齢18歳～80歳の場合）、保険期間は10年とし、被保険者の健康状態にかかわらず10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢81歳～85歳の場合は、保険期間は終身となります。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法（回数・経路）などについては申込書（電磁的方法によるときは申込画面）の該当箇所を必ずご確認ください。

申込方法について

本商品のお申し込みには、対面申込等による方法(*5)、インターネット申込による方法(*6)、通信販売による方法(*7)があります。

(*5) 対面申込等とは、インターネット申込・通信販売のいずれにも該当しないお申し込みをいいます。対面申込等には、オンライン面談システム等を利用し、生命保険募集人を通じてお申し込みの場合を含みます。

(*6) インターネット申込とは、ネオファースト生命所定のWebサイトを經由したお申し込みをいいます。保険契約者と被保険者が同一である必要があります。

(*7) 通信販売とは、ネオファースト生命が定める通信販売専用の申込書等を使用したお申し込みをいいます。

2

給付金のお支払い

ご契約の内容及び、責任開始期以後の保険期間中に被保険者ががん(上皮内がんを含みます)と診断された場合やがんの治療を受けた場合に給付金をお支払いします。

主契約・特約・特則の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、主契約については選択した給付金のみお支払いの対象となります。特約・特則についてはご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。通信販売でお申込みの場合に取扱いのない保障については申込方法欄に(－)を記載しております。取扱いのない保障等をご希望の場合は、募集代理店もしくはネオファースト生命までお問い合わせください。

※募集代理店および申込方法によっては、取扱いのない特約・特則があります。

【申込方法:(○)取扱いあり、(－)取扱いなし】

主契約	給付金の種類	申込方法		支払事由の概要	支払限度	給付金額
		対面申込等・インターネット申込	通信販売			
無解約返戻金型終身がん保険 (*1) 主契約	がん治療給付金	○	○	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術を受けたとき (ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を受けたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ④がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(③、⑤または⑥のいずれかに該当する場合を除きます) ⑤公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき ⑥公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき ⑦がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 手術を受けたとき(①、⑤または⑥のいずれかに該当する場合を除きます) (イ) 放射線治療を受けたとき(②、⑤または⑥のいずれかに該当する場合を除きます) (ウ) 抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(③から⑥までのいずれかに該当する場合を除きます)	月に1回 通算支払回数無制限	がん治療給付金額
	がん緩和ケア保障特則を適用する場合	○	－	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)のがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬(*4)にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロック(*5)にかかる神経ブロック料が算定される入院または通院をしたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料(往診料を除きます)が算定される在宅医療(*6)を受けたとき		
	がん治療給付金 がん治療自費診療上乗せ給付特則を適用する場合	○	－	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、がん治療給付金の支払事由の④から⑦までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん治療給付金額 × 給付倍率(1または2)(*7)

主契約	給付金の種類	申込方法		支払事由の概要	支払限度	給付金額
		対面申込等・インターネット申込	通信販売			
(無解約返戻金型終身がん保険) (*1) 主契約	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	○	○	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を受けたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ③がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(②、⑤または⑦のいずれかに該当する場合を除きます) ④公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する放射線治療を受けたとき ⑤公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ⑥公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する放射線治療を受けたとき ⑦公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき ⑧がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア)放射線治療を受けたとき(①、④または⑥のいずれかに該当する場合を除きます) (イ)抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき(②、③、⑤または⑦のいずれかに該当する場合を除きます)	月に1回 通算支払回数無制限	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額
	がん緩和ケア保障特則を適用する場合	○	—	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)のがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬(*4)にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロック(*5)にかかる神経ブロック料が算定される入院または通院をしたとき ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料(往診料は除きます)が算定される在宅医療(*6)を受けたとき		
	がん放射線治療・抗がん剤治療 自費診療 上乗せ給付金 がん放射線治療・抗がん剤治療 自費診療 上乗せ給付特則を適用する場合	○	—	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金の支払事由の③から⑧までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん放射線治療・抗がん剤治療 給付金額 × 給付倍率 (1または2) (*7)

主契約・特約	給付金の種類	申込方法		支払事由の概要	支払限度	給付金額
		対面申込等・インターネット申込	通信販売			
（無解約返戻金型終身がん保険） 主契約	がん診断給付金	○	○	<初回> 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*2) <2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②つぎのいずれかに該当する通院をしたとき (ア) つぎの(I)または(II)のいずれかに該当する手術を伴う通院 (I) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (II) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 (イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を伴う通院 (ウ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う通院 (エ) がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う通院((ウ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます) (オ) 公的医療保険制度における先進医療による療養を伴う通院 (カ) 公的医療保険制度における患者申出療養による療養を伴う通院 ③がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当する通院をしたとき (キ) 手術を伴う通院(②(ア)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます) (ク) 放射線治療を伴う通院(②(イ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます) (ケ) 抗がん剤治療を伴う通院(②(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する場合を除きます)	1年に1回 通算支払回数 無制限	がん診断給付金額
	がん通院給付金	○	○	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、診断確定された日以後に通院をしたとき	通算支払日数 無制限	がん通院給付金日額 × 通院日数
（終身がん保険用） がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)	がん女性特定手術給付金	○	○	①乳房の観血切除術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2)、その治療を目的として乳房について所定の手術を受けたとき ②子宮摘出術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2)、その治療を目的として、子宮体部全体を摘出する手術を受けたとき ③卵巣摘出術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2)、その治療を目的として、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術を受けたとき ④乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2)、その治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(①を除きます)を受けたとき ⑤子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術 責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定され(*2)、その治療を目的として、入院中に、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(②または③を除きます)を受けたとき	通算支払回数 無制限	①所定の手術を受けた各乳房につき基準給付金額×30% ②基準給付金額×30% ③基準給付金額×30% ④基準給付金額×10% ⑤基準給付金額×10%
	乳房再建給付金			がん女性特定手術給付金の支払事由の①乳房の観血切除術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたとき	一乳房につき 1回	乳房再建手術を受けた各乳房につき基準給付金額

特約	給付金の種類	申込方法		支払事由の概要	支払限度	給付金額
		対面申込等・インターネット申込	通信販売			
がん先進医療・患者申出療養特約 (終身がん保険用) (*1)	がん先進医療給付金	○	○	責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	がん先進医療給付金およびがん患者申出療養給付金を合算して、通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
	がん患者申出療養給付金			責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき		患者申出療養にかかる技術料と同額
がん保険料払込免除特約 (終身がん保険用) (*1)	責任開始期以後にがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*2)、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。					

(*1) 告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。この場合、ご契約は無効になります。

(*2) 責任開始期前にがんと診断確定されたことのない場合に限りです。

(*3) 「がん診療連携拠点病院等」とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

●平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

●令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

(*4) 「疼痛緩和薬」とは、つぎのすべてを満たす薬剤をいいます。

●オピオイド鎮痛薬(オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます)であること

●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として使用された薬物であること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。

(*5) 「神経ブロック」とは、つぎのすべてを満たすものをいいます。

●医科診療報酬点数表に定める神経ブロック(局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用)または神経ブロック(神経破壊剤または高周波凝固法使用)であること

●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として実施されたものであること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って実施された場合を除きます。

(*6) 「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所への通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。

(*7) 給付倍率は契約時にのみご選択ができ、**変更の取扱いはありません。**

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

※募集代理店および申込方法によっては、取扱いのない特約・特則があります。

◆ 主契約 について

<p>△ お支払いには制限があります</p>	<p><がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の手術日、放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 <p><がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 <p><がん診断給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降のがん診断給付金は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合、または所定の治療を目的とした通院をした場合にお支払いします。 ●直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。 <p>※【共通】<がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●放射線治療を受けた場合で、その治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として給付金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。 ●先進医療については、厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 ●患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。 ●がん診療連携拠点病院等については、対象となる手術もしくは放射線治療を受けた時点、または対象となる抗がん剤治療を伴う入院もしくは通院をした時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。
<p>× お支払いできない場合があります</p>	<p><がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります。(*1) ●先進医療については、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●患者申出療養については、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

(*1) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- 被保険者が責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがんを診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- ご契約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。
 - 告知の前のがんと診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいづれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - 告知の時から責任開始期の前日までのがんと診断確定されていた場合、払い戻します。

⚠ 被保険者が死亡された場合


被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。この保険契約には死亡された場合の保障はありません。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、解約返戻金と同額の返戻金(*2)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。

(*2) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。



年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約・特則から返戻金のお支払いはありません。



◆「がん通院特約(終身がん保険用)」について

 <p>お支払いできない 場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3) ●つぎの場合はがん通院給付金を重複してはお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき ・複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
---	---

◆「がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)」について

 <p>お支払いには 制限があります</p>	<p><がん女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の日に「乳房の観血切除術」および「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」を受けた場合は、「乳房の観血切除術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」、「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」および「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 <p><乳房再建給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳房再建給付金のお支払いは一乳房につき1回限りとします。
 <p>お支払いできない 場合があります</p>	<p><がん女性特定手術給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3) ●乳房を切除したことにより喪失した乳房(乳頭および乳輪を含みます)の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とした手術は、乳房の切除ががん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として行われたものであっても、がんの治療を直接の目的とした手術ではないため、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為(子宮摘出術および卵巣摘出術を除きます)を受けた場合でも、外来で受けたときは、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●同一の日に同一の乳房について「乳房の観血切除術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「卵巣摘出術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。

◆「がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)」について

 <p>お支払いには 制限があります</p>	<p><がん先進医療給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 <p><がん患者申出療養給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
 <p>お支払いできない 場合があります</p>	<p><がん先進医療給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。 <p><がん患者申出療養給付金>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 <p>※【共通】がん先進医療給付金、がん患者申出療養給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*3)

※同一の被保険者において、先進医療にかかる技術料と同額の給付金をお支払いするネオファースト生命の特約との重複加入はできません。

◆「がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)」について



保険料のお払込みを免除できない場合があります

- 告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、特約は無効になります。(*3)

(*3) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- がん通院特約(終身がん保険用)、がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)、がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)、がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)については、被保険者が責任開始期の前日まで(責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内)にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いや保険料払込の免除はできません。
- 特約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。
 - ・告知の前になんと診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っているときは、払い戻しません。
 - ・告知の時から責任開始期の前日までになんと診断確定されていた場合、払い戻します。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

※申込方法によってご契約の引受条件は異なります。

対面申込等

◆契約年齢

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)
------	-------------

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身がん保険<主契約> がん通院特約(終身がん保険用) がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)	終身	終身、 60歳・65歳・70歳・ 75歳・80歳払済、 3年・5年・10年払済
がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)	10年(*)	10年(*)

インターネット申込

◆契約年齢

契約年齢	18歳～85歳(満年齢)
------	--------------

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身がん保険<主契約> がん通院特約(終身がん保険用) がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)	終身	終身、60歳・65歳払済
がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)	10年(*)	10年(*)

通信販売

◆契約年齢

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)
------	-------------

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身がん保険(主契約) がん通院特約(終身がん保険用) がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用) がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)	終身	終身、65歳払済
がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)	10年(*)	10年(*)

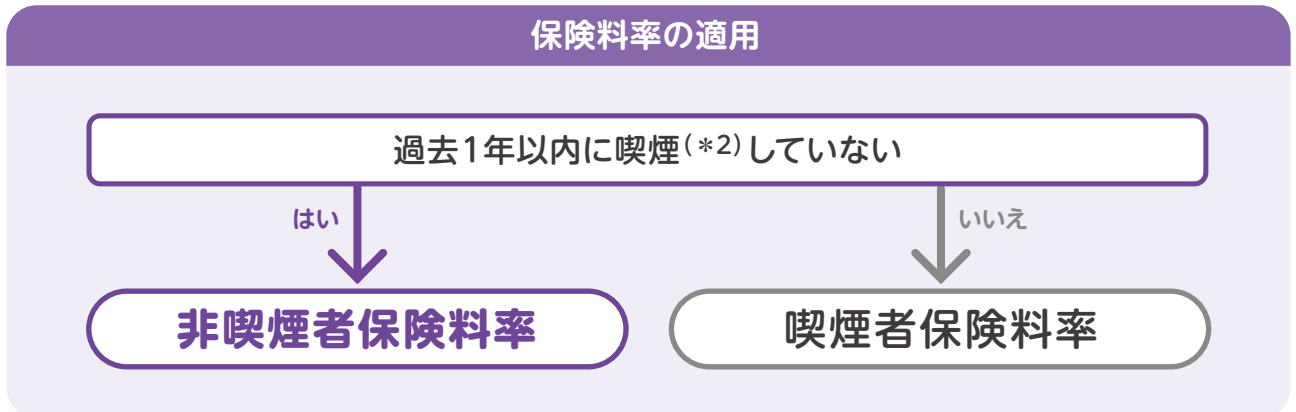
(*) 契約年齢(更新時の年齢を含みます)が81歳以上である場合、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

※特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

4

適用する保険料率について

- 主契約(無解約返戻金型終身がん保険)および所定の特約(*1)の保険料は、被保険者の喫煙状況に応じて、非喫煙者保険料率または喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。
(被保険者の年齢が20歳未満の場合、喫煙状況にかかわらず保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。)
- 非喫煙者保険料率を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)は告知事項として、お申込みの際に告知いただきます。



(*1) 所定の特約は、つぎのとおりです。

- ・がん通院特約(終身がん保険用) ・がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)
- ・がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)

(*2) 喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

- ⚠ 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求めることがあります。
- ⚠ 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認めるときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。

5

保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただきます。

※申込方法によって保険料の払込方法(回数・経路)は異なります。

対面申込等

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	<p>第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み</p> <p>第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み</p> <p>※取扱いは、募集代理店によって異なることがあります。</p>
保険料について	<p>保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。)</p>

インターネット申込

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	<p>クレジットカードによるお払込み</p> <p>※ご加入後、保険料払込方法変更のお手続きにより「指定口座からの自動振替によるお払込み」もご選択いただけます。</p>
保険料について	<p>保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。</p>

通信販売

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	<p>保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。</p>

※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後におけるがん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)の保険料の払込方法は年払となります。

◆保険料払込免除について

がん保険料払込免除特約(終身がん保険用)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくは、**P.6** をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額は取り扱いません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後に、ご契約を解約されたときまたは被保険者が死亡されたときは、解約返戻金と同額の返戻金があります。

6

特約の自動更新

- がん先進医療・患者申出療養特約(終身がん保険用)については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払込みが免除された場合も同様に、特約は自動更新されます。

7

解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

8

契約者配当金

契約者配当金はありません。

9

その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」「責任開始期前のがん診断確定による無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 P.20 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.20 をご確認ください。

◆インターネット申込における注意事項

インターネット申込のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

◆通信販売における注意事項

主契約のがん緩和ケア保障特則、がん治療自費診療上乗せ給付特則およびがん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則の取扱いはありません。パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。



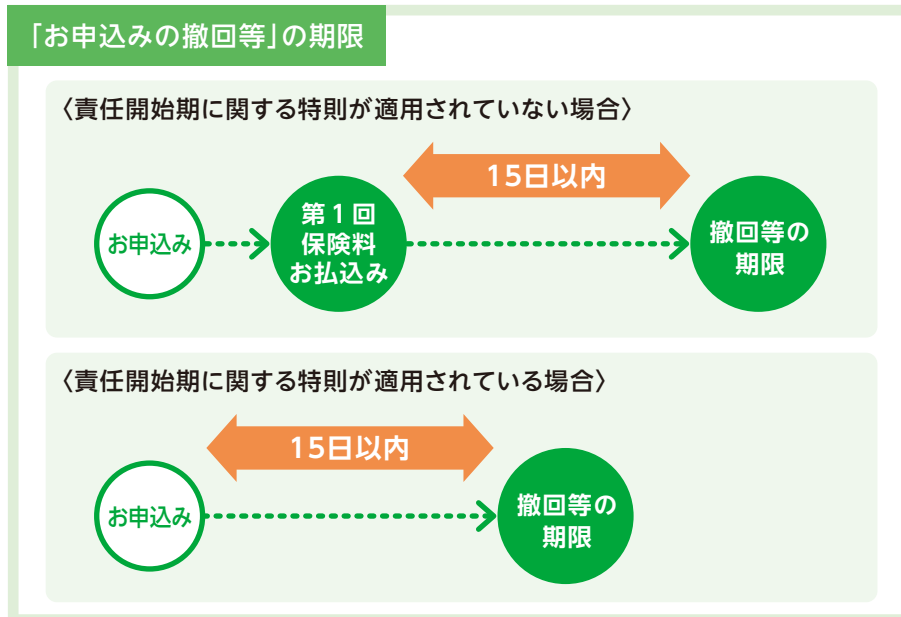
重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

対面申込等

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*1)**または**第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*1)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法による場合はお申込み内容の最終確認をしていただいた日)をいいます。

インターネット申込・通信販売

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*2)**から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*2)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法による場合は最終意向確認などをしていただいた日)をいいます。

◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により **P.15** の期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。なお、申込者等が法人の場合には、申込書と同一の印を押印した書面を別途ご提出いただけます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始期の基準日(*3)から2年以内のとき
 - 責任開始期の基準日(*3)から2年を経過していても、お支払いの対象となる給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただけます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

(*3) 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日(*4))または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。

(*4) 生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法による場合は申込手続が終了した日)をいいます。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期(保障の開始時期)

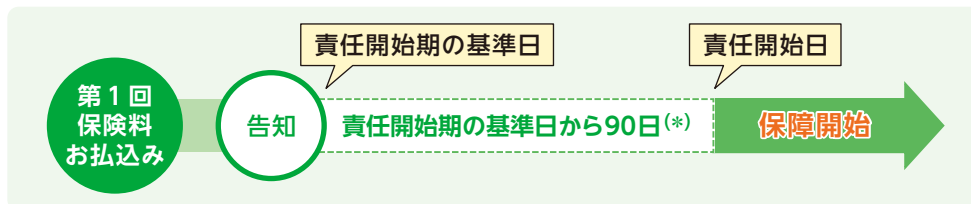
ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の日が責任開始日となります。

対面申込等

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただきご契約)

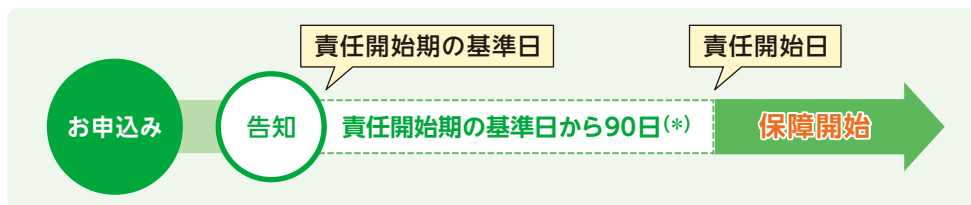
- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った日または告知が行われた日のいずれか遅い日(責任開始期の基準日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

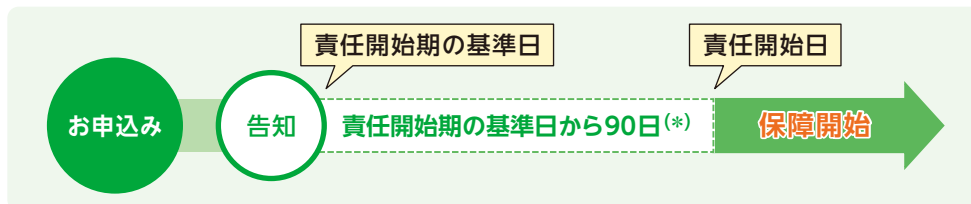
(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただきご契約)

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日または告知が行われた日のいずれか遅い日(責任開始期の基準日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日



インターネット申込・通信販売

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日または告知が行われた日のいずれか遅い日(責任開始期の基準日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日



(*) 責任開始期の基準日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されても、保障の対象になりません。

※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた日とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日(電磁的方法によるときは申込手続が終了した日)をいいます。

※インターネット申込・通信販売においては「責任開始期に関する特則」が自動適用されます。

※対面申込等における取扱いにおいて、募集代理店によっては、「責任開始期に関する特則」を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ①第1回保険料は、責任開始期の基準日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
- ②①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。

4

給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約または特約が告知義務違反により解除**となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となる時、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が**暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する**と認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について**詐欺**によりご契約が取消しとなった場合や、**給付金の不法取得目的**があつてご契約が無効になった場合

◆責任開始期前のがん診断確定による無効

責任開始期(責任開始期の基準日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までにがんと診断確定されていた場合

◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、**ご契約が失効**した場合

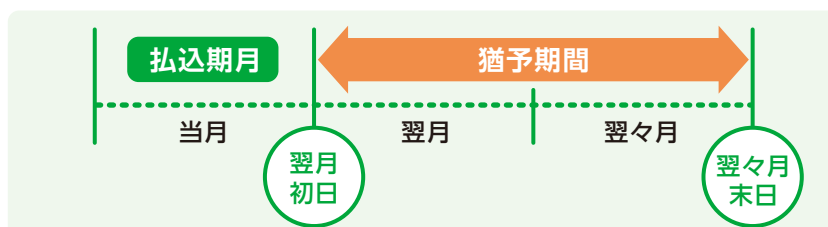
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6

解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額(がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%)と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除や責任開始期前のがん診断確定による無効など、給付金をお支払いできない場合があります。

8

給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-226-201**

受付時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

➤生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く



Webサイト <https://www.seihohogo.jp/>

10

相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-312-201



9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

➤一般社団法人 生命保険協会



Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のある二次元コードより直接アクセスいただくことも可能です。
※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは適合するブラウザ(右の二次元コードよりご確認いただけます)でご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。



[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2022年9月版

※通信販売の場合、募集代理店は同封の送付状をご覧ください。

N3086-01 (登)B22N1042(2022.5.25) 営業業務部 '22年5月作成